

居宅介護支援費における特定事業所集中減算に係る「正当な理由」について

- 1 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
 - (1) 訪問介護サービス等のサービスごとでみた場合に、利用者の80%以上が特定の地域(※)の事業所に集中していて、その特定の地域の当該サービス事業所数が5事業所未満である場合。

※平成16年4月1日時点の市町村を単位として判断する。
 - (2) 外部サービスを利用する特定施設入居者生活介護の入居者のみにサービス提供している事業所を除いた事業所数が5事業所未満である場合。
 - (3) みなし事業所については、判定期間中に一度も請求がなかった場合、事業所としてカウントしない。
 - (4) サテライト事業所については、事業所としてカウントしない。
- 2 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合
- 3 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- 4 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合
- 5 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した結果、特定の事業所に集中していると認められる場合

(例)利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。ただし、意見、助言の内容等、事業所の選択に至る過程が居宅介護支援経過に明確に記録されていること。
- 6 その他正当な理由と保険者の長(市町村長)が認めた場合

事業者が上記6に該当する事例として協議を行う場合は、協議書(様式および資料は任意)にチェックシート兼届出書を添付のうえ、期日までに保険者(市町村長)に提出すること。